

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

消費税が4月から

8%

価格の表示について特別措置が設けられています。

小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで表示される販売価格は、これまで、商品の本体価格に消費税分を加えた「総額での表示」を義務づけられていました。

しかし、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮し、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

【具体的な表示の例】

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

000円(税抜価格)

000円(税別)

000円(本体価格)

000円+税

個々の値札等においては「 円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、

当店の価格は全て税抜価格となっています。

といった掲示を行う。

消費税価格転嫁等総合相談センター 内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。

専用ダイヤル: 0570-200-123

URL

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

【受付時間】平日
9:00~17:00

(3月・4月は土曜日も受付)



【ダイエットサプリ】の「お試し」 を申し込んだつもりなのに、「定期購入」になっていた!

【相談事例】

インターネットのSNSサイトの広告に、「ダイエットサプリが1回300円でお試しが出来る」と書いてあったので、2種類のダイエットサプリ(600円)をクレジットカード払いで申し込みをした。

すると海外からダイエットサプリが2個届いた。

後日、クレジットカードの利用明細書をチェックすると、600円の他に、この事業者から9,500円が2個計19,000円分が請求されていた。

驚いて事業者の広告を確認しようとしたが、既にクローズされていて見る事ができなかった。調べてみたところ勝手に「定期購入」になっていたことが分かった。メールで定期購入のキャンセルを申し出たが連絡が来ない。

【アドバイス】

インターネット通販に関するトラブルの相談が増加しています。その中に事例のような「ダイエットサプリのお試しを申し込んだら定期購入になっていた」「定期購入を解約したいが事業者の連絡先が分からない」といった相談が寄せられています。

「お得だから」とすぐに申し込まず、事業者のHP・広告等をよく確認して申し込みをすることが必要です。

インターネット通販で商品の購入をする前に、事業者の名称、住所、電話番号等や、購入条件、利用規約等(特定商取引法に基づく表示の記載事項)の記載があるのか確認しましょう。

申し込む際には、これらの項目を確認し、画面を印刷するなどして保存しましょう。

事業者への解約の申し出は、メールなどあらゆる手段で繰り返し行いましょう。

購入の経緯や、定期購入であることがわかりづらいなどを理由に、カード会社に「返金」や「引き落としを止める」ことを相談しましょう。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

すみだ消費者センター相談室

